

◇武藤 威君

○議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君の一般質問を許可いたします。武藤 威君登壇願います。
（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君） おはようございます。9番武藤です。

新聞、テレビ、ここ二、三日随分にぎやかでございますけれども、だれを信用していいか、わからなくなってきている世の中になってしまいました。また、この町内外においても、会社等撤退、リストラなどで、今、税金の申告の勉強会などを開いておりますけれども、そういう声がたくさん聞かれる世の中になってしまいました。

そしてまた、我々の足となるバス、今、乗合タクシーというもので当町ではやっておりますけれども、かつては羽後交通の路線バスで我々の生活の足となりということで、生活のある面では糧となったバスを利用しておったわけでございますけれども、今、そういう世の中の流れや文化の流れ、また、子供不足等々、さまざまの理由により、その羽後交通のバスを利用できなくなったということで、とうとう我々の大事な足も撤退してしまったわけでございます。

ところで、いや、それではだめだということで、町ではどうしてもそういう足をなくしてはだめだということで、乗合タクシーを実施することになりましたけれども、当初、私は本当に期待しておりました。「いや、そうでなくてはいけない。ようやくできた」ということで喜んだ一人でもございますけれども。しかしながら、ただいま考えてみますと、本当にかつて羽後交通のバスを利用して歯医者や病院、それから、親戚づき合い、通学等々、買い物、そうして利用していたけれども、現在やっている乗合タクシーと何か合わないところもあるのではないかなと思われるわけでございますけれども。しかしながら、議会初日の冒頭一番で、町長の所信表明の中に、演説の中に、あいさつの中に、乗合バスを取り上げておりましたけれども、町、業者等もいろいろ考えながらやっているんだなというところが見られ、利用率も向上しているということで、ひと安堵しておりますけれども。また、これはこの後、学校、役場、その他の施設等々、改善等進んでいく中で、この交通体系も変わっていくのかと、改善が進んでいくかとは思われますけれども、しかしながら、それはまだ先のことですので、両方から考えていかなければいけないのではないかなと思われることから、私、今回、「乗合タクシーについて再検討を」ということをまず一つ上げてみたわけでございます。

ところで、例をとれば一番いいなと思っておりましたので、一例を上げて申したいと思います。結構そっちこっちで、やはり、この問題をかけながらやっているところがあったようですけれ

ども、実は、私事で、ちょっとずれて悪いんですけども、私、実はニンニクの方に興味がございまして、ニンニクの栽培、また、加工ということで、ニンニク卵黄という加工品をつくるということで、毎年、土用につくるわけで手伝いに行くんです。それが宮城県の常磐線で仙台からちょっと行った、相馬に向かった、亶理町というところでございますけれども、この亶理町の例を別の何かで言ったことがありましたけれども、そのニンニクをやるのに丸一日かかるわけで、香りもつくということで、近くの温泉に行きたいということで、町でやっている、海のそばで、鳥の海だか何だかという名前で温泉施設があるわけで、そこに行きたいなということで行ったら、ちょうど私の行っているすぐそばの幼稚園の前に乗合……、それは、たしか触れ合いタクシーですけども、乗り場があります。じゃあ、そのバスに一回乗ってみようかなと思って乗ってみました。

そうしたら、やはり、この美郷町と大体地形は似ているというより、規模的にむしろあっちの方が小さいくらいだと思います、まだ調べておりませんけれども。小さな山があり、海があり、田んぼがあり、あまり大きな町がないということで。私が乗ったところが、A地点とでもいいですか、ちょうど保育所の前でございましたけれども。そこから乗って、B地点とでもいいですか、ちょうどここと言えば飯詰の駅ぐらいの小さな駅でございますけれども、そこがB地点でした。そして、C地点、いわゆる直売所、町の地産地消ということで、魚から野菜から、いっぱい売っている。そして温泉も一緒になっているというところに行きたいということで、A地点から乗りましてB地点で降りました。それまで200円でした。そして、四、五分たてば、C地点に行くバス、七、八人ぐらい乗れるマイクロバスみたいなバスですけども、それが何々行き、何々行きとあるようですけれども、ちょうど東回り、西回り、北回りというような4台ぐらいで、数まで把握してきませんでしたけれども、4台ぐらいが絶えず歩いているような形でございました。そして、そのバスで200円で、次のバスに乗る前に乗り継ぎ券というものを、無料券をくれました。ですから、A地点からC地点まで200円でした。帰りも同じ形で200円。ですから、往復400円でした。これなら年金暮らしのお年寄りも、温泉代含んだって1,000円以内に入れるし、いいなと思って感じてきたわけですけども。

ところが、行くまでの間でございました。A地点、B地点、C地点ありましたけれども、途中で何回か止まるわけです。1分か2分ぐらいですけども、そこで人が乗り降り、簡単にやるわけです。例えば、診療所に近いような場所、それから、スーパーに近いような、あるいは歯医者さんでないかなといったようなところも止まりました。ちょこ、ちょこ、ちょこ、ちょこ、とま

って乗り降り、1人降り、2人乗って、1人降りたり、2人降りたりというような形で行きますけれども、「あれっ」と思ったら、運転手と、シルバー人材かボランティアか、わかりませんが、乗務員が乗って、こういうグラフのようなものを持って、大体何十代の人か、男か女か、どこそで乗って、どこそで降りてと。すぐそばにおりましたので、「何してそういうことを書いている」と、聞きましたら、「いや、このごろやって何ぼもしないので、これからのためにやっております」と、いうことでした。そう言って、その乗務員の方は、「常連の方には、回数券とかそういうものもありますよ」と、説明つきでございました。これならいいなど、感じてきたわけでございます。やはり、そういうことから考えて、当町のものとは比べるわけではありませんけれども、やはり、考えてやっているなど感じてきたわけでございます。やはり、その乗務員の方に聞くと、「一番使っている、多い人はどういう人ですか」と聞きますと、やはり、「お年寄りです。それから、子供たちです。学生です」と答えてくれました。そして、「どういうケースが多いですか」と聞きましたら、「例えば温泉に行って、スーパーで降りて、買い物をして、次のあれで降りるとか。病院に行って、1週間分の買い物をして帰るとか、そういうケースが多いと。まさにこれは生活の足となっているなど、私実は感じてきたわけでございます。

やはり、当町でも、そういうことがいつかできればいいことだなと。例えば六郷のアクスもあるだろうし、スーパーセンター仙南もあるし、あそこに行けば、人に頼んだり、町で頼んで1週間分のもを買ってもらったりしなくても、自分で行きながら、1人うちで閉じこもらなくても、わずかな年金でも、やりくりできる世の中になるのではないかなと思ったわけでございます。

いずれにせよ、今、大変です。介護保険なども上がると決まってしまうました。わずかな年金で暮らしている大変なお年寄り、それから、子供たち。うちでパソコンだけやっていないで、今もあるけれども、六郷の図書館あたりでどんどん利用できるような、そういう子供たちをつくるためにも、そういうことを考えていかなければできないのではないかなと思います。それで、その辺を、まず1点目の質問として、当局の考えを伺うわけでございます。

2点目でございますけれども、「資格証明書ゼロを続けて！」というわけでございますけれども、これは機会のあるたびに、心配なことから、「いやあ、武藤君、そんなことを言わなくても、ちゃんとやっておりますよ」という答弁くるかもしれませんが、やはり心配なために聞くわけでございます。

今、やはり、冒頭に言いましたけれども、今、大変な世の中になって、失業者、また、失業しなくても、仕事が少なくなった、給料が少なくなった、生活できないという、心配する声が多く

さんありますけれども。これまでは、病気や災害等により、保険料を支払うことができないと認められる特別な事情の届け出がなく保険料を1年以上滞納している世帯に対しては、保険証の返還を求め資格証明書を交付するとしておるわけでございますけれども、また、数カ月以上、また、1年以上滞納している場合であっても、病気や災害等の特別な事情が認められれば、有効期間の短い、いわゆる短期保険証というものが発行されておるわけでございます。しかし、そこで私が心配するのは、病気による特別な事情に該当するにもかかわらず、本人と面談できず、資格証明書を交付した結果、治療を躊躇し結果的に亡くなったというのが広島ほか数カ所で今ありました。このようなことは絶対どこでもあってはならないわけで、そのことから心配しているわけでございます。保険料を1年以上滞納している世帯に対して、これまで以上に本人の生活状況や病気の有無について面談を通じて調査し、特別な事情に該当するか、しないかを正確に把握するなどの見直しとでもいいですか、もっと深く考えていかなければいけないのではないかと。当町でもいろいろと検討しておると思いますけれども、そのことについて聞きたいと思います。

また、特別な事情の届け出が単に出ていないということで資格証明書を交付するのではなく、本人との面談を通じて資格証明書か短期保険証かを判断すること、そういうことは特に大事ではないかなと思うわけでございますけれども、その辺も聞きたいと思います。

また、特に資格証明書については、特別な事情に該当せずに、支払い能力があるにもかかわらず、支払わない、いわゆる悪質滞納者とでもいいですか、そういうことが確認できる場合のみに交付して、やはりそれは確認できない場合は短期保険証で対応すると、そういう取扱にすべきと思うわけでございますけれども、その辺はどうでしょうか。

また、法定減免制度に該当しない世帯で、大変、今、そういう人たちが一番苦しんでいるんですけれども、ぎりぎりの人たちでございますけれども、実質的に最低生活以上の収入しかない低所得者を救済できる美郷町独自の減免制度を新設できるのではということから、最後の質問としてこの場の質問を終わります。お願いします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの武藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、予約制乗合タクシーについてですが、町民がより利用しやすい内容とするために、これまで町、地域公共交通活性化協議会において協議を行ない、ことし1月19日には、ダイヤの増便と拠点施設の追加、予約方法の改善、料金の改定など、改善できる部分は改善してきていると

ころです。その結果、行政報告でも触れましたが、改正前の平均運行率7%に対して、改正後は21%と大幅に伸びている状況です。

また、廃止バス路線沿線の利用状況についてですが、1月末現在で、千畑、六郷両地区の利用者数218名中、112人、約51%の方々が廃止路線沿線の利用者となっております。乗合タクシーで乗降できる場所については、議員もご存じかと存じますが、千畑地区では、千畑庁舎、千畑福祉センター、千屋小学校前バス停、サン・アール、ふれあいセンター、湧太郎、学友館、六郷庁舎の8施設となっております。六郷地区では、サン・アール、あったか山、湧太郎、学友館、六郷庁舎、もとだて児童館の6施設となっております。仙南地区では、湧太郎、学友館、六郷庁舎、スーパーセンター仙南、仙南庁舎、飯詰駅、後三年駅、湯とぴあの8施設となっております。ご質問の診療所や医院、あるいはスーパー、農協等につきましては、既存の拠点施設で乗降することで徒歩移動が可能な施設も多くありますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

現在の地域内公共交通確保の考え方は、既存の公共交通事業者、つまりは既存のタクシーや路線バス等の各事業者の活性化を図りながら地域内交通を確保するということが前提となっております。宮城県亘理町の事例がどのような公共交通状況になっているのか存じませんが、町としましては、そのため、乗降できる拠点施設の設置についても、その設置について既存交通事業者の業務を圧迫しない注意が必要となりますので、あわせてご理解をお願いいたします。いずれ、町が予約制という制度を用いているには、むだな経費をかけずに住民の足を確保したいという意図であります。今後もそうした意図を踏まえながら、今後も運行率の向上に向け、改善できる部分から改善を図ってまいりますので、その中で、議員ご指摘の乗降できる拠点施設や運行ダイヤ、あるいは新たな料金支払い方式の導入の可否などの検討を行ってまいりたいと存じます。

次に、医療保険における資格証明書についてですが、滞納世帯に対する資格証明書及び短期被保険者証の交付については、ご質問のとおり、法例に規定があります。その運用については、昨年10月、厚生労働省保険局国民健康保険課長並びに雇用均等児童家庭局総務課長の連名で、「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」という通知がありまして、その中で、資格証明書の交付にかかる一般事項として、「資格証明書については、事業の休・廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別な事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。一方、国民健康保険においては、収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については従前どおり滞

納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること」とされております。町においても、以前から、滞納額や滞納期間のみを基準とせず、福祉保健課及び税務課の双方において可能な限り面接機会の確保に努めるとともに、面接機会が確保できない場合にあっては、生活実態や医療の給付状況など、被保険者の個々の状況をできる限り把握した上で、資格証明書の交付について判断するなど、きめ細かな取り組みを行ないながら保険税の適切な徴収を図っているところです。

また、軽減制度に該当しない低所得者に対する減免制度の要望についてですが、低所得を理由とした一律的な減免制度は収入のみに着目したものですので、資産などを含めた正確な負担能力を個別、具体的に判断したものではないため、公平性を欠くこととなります。したがって、制度化は難しいと存じます。

なお、国民健康保険条例には、生活困窮による減免規定がありますので、免除申請に基づき必要な調査を行った上で判断すべきものと考えております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。9番武藤 威君の再質問を許可します。

○9番（武藤 威君） 再質問ではありませんけれども、再度お願いして終わりたいと思いますけれども。やはり、一つ目のバス路線ですけれども、やはり、これからはただ利用だけでなく、やっぱり、町民の足となって気軽にもっと、もっと利用できる体制に向けていながら、それはもちろんお金も関係すると思いますけれども、町長はそのことを、それも考えていくということをおっしゃっていただけども、やはり、そして、毎回、例えば年がら年中、病院等に通うというような方には、やはり、今もありますけれども、町としても、あまりそういう人がふえればタクシーの業者が困ると言っているんですよ。やはり、何かの目で見ながら回数券とか、定期券みたいなものを発行するような時期が早く来れるような体制に持って行ってほしいものだなと思っております。

それから、資格証明書ですけれども、これもですけれども、やはり、今、最初に言いましたけれども、国内外、また、この辺でも大変な時代になってしまって、リストラ等で大変厳しいということで、この後、国保税に加入する、また、払えないという人がふえるのではないかとということから、そういう心配なところから質問しましたので、このことも、そういうことを念頭に置きながら、私たちも期待していますし、町当局でも考えているとは思いますが、この後もそうした気持ちでやっていってほしいと、そのことをお願いして、この場で終わります。

○議長（伊藤福章君） これで、9番武藤 威君の一般質問を終わります。